



中四国ブロックにおける審査上の取扱い (ブロック取決) のご案内

令和8年8月21日

令和8年1月13日及び令和8年7月3日にお知らせした以下の中四国ブロックの審査委員会における審査上の取扱い(ブロック取決)については、その後、検討を重ねた結果、審査上の全国統一取決として一義的に取りまとめるべきものではなく、個々の診療報酬明細書の記載内容に応じ審査判断されるものとして、当ブロックにおける審査上の取扱いとしては削除することとなりましたのでお知らせします。

(※) 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

【中四国ブロック取決事項】

医 科

No.	取扱い	根拠	備考
1	単なるアレルギー性鼻炎に対するミティキュアダニ舌下錠の投与については、原則として認められる。	アレルギー性鼻炎の免疫療法は、原因アレルゲンを少量ずつ体内に投与して慣れさせることで、根本的な体質改善を目指す治療法である。「舌下免疫療法」は、ダニアレルギー性鼻炎と確定診断された患者が対象となっているが、主治医が臨床的にダニアレルギーによるアレルギー性鼻炎と診断しミティキュアダニ舌下錠の投与を行い免疫療法を行っているとは判断することが出来る。このことから、単なるアレルギー性鼻炎に対するミティキュアダニ舌下錠の投与は、原則として認められると判断した。	適用診療月 令和8年4月1日 削除 (適用診療月:令和8年10月診療分)
2	膀胱炎に対する初診時の残尿測定検査(超音波によるもの)D216-2の算定は、原則として認められない。	残尿測定検査は、排尿後も膀胱に尿がどれくらい残っているかを調べる検査で主に超音波検査(エコー)が使われる。残尿測定検査は、前立腺肥大症や過活動膀胱などの診断に用いられ、膀胱機能や下部尿路の状態を評価することが目的である。このことから、原則として認められないと判断した。	適用診療月 令和8年4月1日 削除 (適用診療月:令和8年10月診療分)

3	毛包炎に対するアクアチムローションの投与については原則として認められない。	アクアチムはローション、軟膏、クリーム全てナジフロキサシンで同一成分である。ただし、アクアチム軟膏及びクリームの適応症は「表在性皮膚感染症」、「深在性皮膚感染症」に対して、ローションの適応症は「ざ瘡」と異なっている。このことから、毛包炎に対するアクアチムローションの投与は、原則として認められないと判断した。	適用診療月 令和8年10月1日 削除
---	---------------------------------------	--	------------------------------

本件に関する問合せ先
 中四国審査事務センター
 混合審査課 田邊（TEL 082-576-8229）